

Authority NND 790021

By HR-M NARA, Date 3/5/91

NAGASAKI FIELD REPORT, C.D.D.

~~CONFIDENTIAL~~



REFERENCE ITEM NO. 13

Japanese text - Prefectural Plan for Evacuation
of Persons in NAGASAKI and SASEBO. See Exhibit I.



50

~~CONFIDENTIAL~~

長崎市、佐世保市人員疎開実施要綱
第一方針

現情勢下長崎市、佐世保市ヲ強力ナル防空都市トラシムル目的ヲ以テ人員疎開（老幼者、妊婦等、疎開ヲ念ハ）ヲ実施ス

第二実施区域

長崎市

佐世保市

第三実施要領

一疎開ノ對象

長崎市、佐世保市現住者ニシテ總動員業務及防衛ニ從事セザルモノ、其、他特別ノ事由ニヨリ両市ニ居住ヲ必要トビザル左ニ掲グル者及老幼者、妊婦、學童トス
(1) 長崎市、佐世保市外ニ職務ヲ有スルモノ

(2) 企業整備等ニ依リ転産業シ定ツタ職業ヲ持タナイ者
(3) 主トシテ年金、恩給、不動産收入、金利、仕進金等ニ依リ生活シ居ルモノ

(4) 子女教育、居ノミ市内ニ居住スルモノ

(5) 隠居又ハ新婚ノ爲ニ重世帯ヲ樹テタルモノ

(6) 其、他業態上市ノ居住ヲ必要トセザルモノ

(7) 國民學校初等科児童（初等科ニ年以下）

(8) 乳幼児

(9) 妊婦（妊産婦手帳ヲ有スルモノ）

(10) 老若（一年令六十五才ヲ超スルモノ）

(11) 要介護者（七歳以上六四）

二疎開ノ勸奨

(一) 方針

(1) 疎開ハ強制ヲ避ケ勸奨ニヨリ繰改先疎開ヲ実施スルモノトス

- (10) 疎開転出先ハ他ノ疎開区域及軍事上ノ重要都市(別記)
ヲ避クル如ク指導ス
- (11) 疎開ノ勸奨ニ當リテハ綜合戦力増強ノタメニスル國民ノ戰時
配備ニ積極的ニ寄與スル所以アルコトヲ徹底セシム
- (12) 疎開者ハ其ノ能力ニ應ジ主トシテ農業及軍需工場等ノ所
要勞務ヲ充足セシムル如ク指導ス

三 勸奨方法

縁由疎開ニ依ル

- (1) 疎開勸奨ハ疎開区域内市民ニ對スル強力ナル啓発宣傳
ニ依ルヲ建前トス
- (2) 啓發宣傳ハ区域内警察署及市ヲ中核トスル勸奨ヲ爲シ
徒ラナル不安動搖ナカラシム
- (3) 疎開ノ根本理念ヲ明確ニシ其ノ必要性ヲ強調シ輿論統
一ヲ期ス

- (4) 疎開者ニ對シテハ努メテ便宜供與ヲ圖ルベキモ要ハ市民

ノ積極的協力ニ俟ツコトヲ強調シ徒ニ依賴心ヲ生ゼシメザル
様指導スルモノトス

- (5) 勸奨ニ當リテハ苟モ空襲ニ對スル恐怖心ヲ醸シ又ハ逃避的
ノ氣運ヲ生ゼシメザル様留意スルモノトス
- (6) 閑原官廳、公共團體其ノ他團體機關ハ相互ニ緊密ナル
連繫ヲ圖リ指導ノ一貫性ヲ期ス

第四 実施機關

- (一) 長崎縣廳内長崎縣都市疎開本部 於テ疎開事業ヲ
統括主宰ス
- (二) 長崎市及佐世保市ニ市疎開相談所ヲ西市内各警察
署ニ警察疎開相談所ヲ設置ス
- (三) 長崎市及佐世保市内疎開閑原官公衙 各種團體幹部

ヲ以テ疎開協議會ヲ結成シ疎開實施ヲ促進ス

第五實施方法

一、疎開側ノ實施方法

（一）基礎調査

疎開勸誘ノ対象トナルベキ者ノ基礎調査ヲ實施ス
ルモノトス

（二）人員疎開ノ氣運喚起

- （一）長崎市及佐世保市内各町内會毎ニ警署及市ノ共催ニ依ル疎開勸奨懇談會ヲ開催ス
- （二）隣組常會等其ノ他集會言論機關ヲ利用シテ疎開實施ヲ促進ス
- （三）ハシゴ、新聞、圖覽板、パンフレット等ニヨリ疎開氣運ノ浸透徹底ヲ期ス

二、受入側ノ實施方法

- （一）縣下各支廳、地方事務所、市町村ノ疎開受入協議會及疎開受入相談所（係）ヲシテ活潑ナル受入氣運ヲ養成セシム
- （二）更ニ強力ナル住宅供出運動ヲ展開ス
- （三）要疎開者ノ引取又ハ呼寄運動ヲ實施ス
- （四）其ノ他

（一）輸送荷造

- （一）疎開輸送ノ荷造ニ付テハ優先的便宜取扱ヲナスト共ニ運賃料金ノ特別取扱及之等ノ迅速處理ヲ圖ルモノトス
- （二）残前者ノ簡易生活化

疎開ニヨリ別居ヲ要スル場合ハ其ノ残留者ノ寄宿、合宿等施設シ残留者ノ生活ニ配慮スルモノトス

（三）疎開手當支給

疎開別居者ニ付テハ各職域ニヨリ疎開手當ヲ支給ス様

指導ス

(四) 他府縣等、連絡

疎開先關係各府縣長官ニ對シ受入ニ關スル依頼狀ヲ
發送シ協力ヲ求ム

(五) 轉出證明書、發給

疎開轉出者ニ對シハ各市長ヲシテ別記様式、轉出書
ヲ發給セシム

老幼者、妊婦等、轉出證明書ハ(特)ヲ附スルモノトス

(六) 其他

「都市疎開實施要綱」

「老幼者、妊婦等、疎開實施要綱」ニ基キ實施スルモ
ノトス

別記

轉出ヲ避ケシムベキ疎開區域及指定ノ重要都市

一、疎開區域

京濱地區……東京都西部、横濱市、川崎市

阪神地區……大阪市、神戸市、尼崎市

名古屋地區……名古屋市

北九州地區……門司市、小倉市、戸畑市、若松市、八幡市

二、其他指定重要都市

東京都……立川市

埼玉縣……川口市

神奈川縣……横須賀市

大阪府……堺市、布施市

兵庫縣 西宮市 御影町
 京都府 京都市 舞鶴市
 山口縣 下関市
 廣島縣 吳市

三、其他轉入抑制區域

東京都—立川市 武蔵野町 三鷹町 田無町
 保立町 昭和町
 大牟田市 室蘭市

参考(別紙)

一般員疎開移轉獎勵金交付
 戸数、算出基礎

(一) 全世帯、三五%及至四〇%ハ應召軍人、應徴士、遺家族ト

推定

(二) 市民税二円以下及免除者

長崎市、場合免稅者七〇。世帯

一月以下	七、六五〇
一月三六錢	三、一一九
一月七十三錢	五、六二四
合計	一七、〇九三

(三) 前(一)(二)ニ合セ六七%及至七二%が交付対照トナルが多少ノ
 余額ヲ見積リ八〇%トス

一、緣故疎開ニヨルヲ原則トスルモ情勢ニヨリ集團疎開ヲ
実施スル事アルベキヲ以テ急速ニ基礎調査ヲ完了シ之
ガ準備ヲナスモノトス

二、學童疎開対策協議會開催

長崎佐世保兩市國民學校長會議

四月四日
四月六日（在世博市）

三學童疎閑，對策

初等科學叢全部

但シ市ノ周辺部ニシテ農村ト大差無キ所ハ除外ス

四、緣故疎開強調期間，於五月上旬迄ト直子ニ實施。

ニ着手シ遅クトモ五月未_レシ迄ニ完了スルモノトス

五情勢急變セザル限リ大要右ノ如キ方針ニテ進行セシム